

第62回 地方分権改革有識者会議
第174回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和7年6月3日（火）10：00～11：56

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、足立泰美議員、伊藤正次議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、山下良則議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、宇野二郎構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕伊東内閣府特命担当大臣、井上裕之内閣府事務次官、坂越健一内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、能勢和彦内閣府地方分権改革推進室企画官

議 題：

- （１）令和7年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）
 - （２）その他
-

（市川座長）おはようございます。それでは、皆様おそろいですので、ただいまから、第62回「地方分権改革有識者会議」と第174回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催いたします。

本日は、伊東内閣府特命担当大臣に御出席いただいております。

なお、有識者会議の大橋真由美議員、谷口議員、宮田議員、村木議員は、所用のため御欠席となっております。

また、湯崎議員から資料の提出がありましたので、参考資料4としてお配りしております。

それでは、まず最初に伊東大臣から御挨拶を頂きます。よろしくお願いします。

（伊東内閣府特命担当大臣）おはようございます。

皆様におかれましては、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今日はかりゆしウェアの日ということで、朝の閣議から全閣僚はかりゆしウェアで沖縄を応援せよという日になっておりまして、こうしたスタイルで出席させていただいていることをお許しいただきたいと思っております。

昨年の提案募集で皆様に御議論いただいた成果であります第15次地方分権一括法は、

去る５月９日に成立し、５月１６日に公布されました。改めて厚く御礼を申し上げる次第であります。

本年の提案募集では、地方から昨年を上回る４０８件もの御提案を頂きました。この提案件数の大幅な増加は、重点募集テーマで設定いたしましたデジタル化や人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消をはじめといたしまして、持続可能な行財政の確保に向けた課題の解決がより一層切実となっております地方の実情を反映したものと考えております。また、地方分権改革への大きな期待の表れでもあると受け止めているところであります。

これを踏まえまして、政府としては、これまで以上に地方からの提案を最大限実現できるように取り組み、改革の効果とスピードを上げるため、分野横断的な見直しにも重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

皆様には、引き続き地方分権改革の推進に向けまして御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。

（市川座長）伊東大臣、ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、新たに御就任いただきました議員及び構成員の方々を御紹介させていただきます。

有識者会議議員には、新たに足立泰美甲南大学経済学部教授に御就任いただいております。

それでは、足立議員から御挨拶を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

（足立議員）甲南大学の足立泰美と申します。

このたびは大変貴重な勉強の機会を頂き、ありがとうございます。

今、大臣のお言葉にありましたように、デジタル化、そして、サービス空白地域の問題につきましては、人口減少下の中で一層厳しくなっております。そういった中で皆様からの御意見などを御教示いただきながら、ぜひともこの会議に力を尽くしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（市川座長）足立議員、ありがとうございました。

次に、構成員の異動がございますので、御紹介させていただきます。

磯部哲構成員が提案募集検討専門部会の構成員を退任され、後任に宇野二郎北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授に御就任いただいております。

それでは、宇野構成員から御挨拶を頂ければと思います。

（宇野構成員）初めまして。北海道大学公共政策大学院の宇野と申します。

地方分権のこの会議は非常に重要な会議と考えております。大変光栄に存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

（市川座長）宇野構成員、ありがとうございました。

伊東大臣は公務のため、ここで御退席されます。

(伊東内閣府特命担当大臣退室)

(市川座長) それでは、本日の議事に入ります。

まず議事(1)「令和7年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について」、事務局から御説明をお願いいたします。

資料はタブレットに表示されておりますので、御確認ください。

では、お願いいたします。

(平沢参事官) それでは、議題(1)について、私、参事官の平沢から御説明をさせていただきます。

タブレットでさせていただきたいと思いますので、恐縮ですが、資料ごとに開いたり閉じたりということになりますので、もし操作法で分からないところがありましたら、お近くの事務局職員に言っていただければと思います。

では、まず資料1を御覧いただければと思います。

令和7年の地方からの提案状況についてまとめたものでございます。前回の有識者会議で申し上げましたとおり、本年はこれまで以上に横断的な見直しを行っていくため、重点募集テーマに関連する提案を積極的に呼びかけるとともに、提案内容と同様の支障や課題がある制度についても幅広く提案していただくよう、事前相談等において提案団体等と積極的に意見交換を行い、提案のサポートに努めてきたところでございます。

1ページの上に記載していますように、提案総数は昨年を上回る408件であり、そのうち355件につきまして内閣府と関係部署との間で調整を行うことを予定しております。

また、このうち、後ほど資料2で御説明いたしますが、37事項、提案件数で数えますと92件を重点事項として考えております。

重点募集テーマ別に見ますと、デジタル化に関する提案が121件、人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消に関する提案が44件となっております。

また、これも後ほど御説明いたしますが、重点事項別で見ますと、同様の課題を有する制度等について横断的にくくれる事項として、1番、2番、3番の経由事務、経由調査の廃止、あるいは4番の国への返還金に関する取扱いの見直しなど、11事項を記載しております。後ほど御説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。

上のほうの箱ですけれども、2つ目の○になります。本年も提案のほとんどが複数の地方公共団体による提案となっております。

3つ目の○ですが、新規の市区町村からの提案ですけれども、本年は36団体、また、追加共同提案団体も含めますと75団体から提案を頂きました。

4つ目の○は、市町村の区分で政令市・中核市を除いた数字でございますけれども、左下の表の市町村(上記を除く)というところになりますけれども、247団体ということで、昨年から比べると6%増という状況でございます。

5つ目の○ですが、詳細は次の3ページをまた御覧いただければと思いますけれども、昨年同様で、提案内容としてはこども関係を含む医療・福祉の区分が最も多く、130件となっております。

資料1の説明は以上でございます。

資料1の1ページのほうに戻っていただきますと、左上のほうに矢印がありまして、それをやっていただくとまた元の画面に戻りまして、資料2を押していただくと資料2が開くかと思いますが、大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

では、資料2を御説明させていただきます。

本年は、人口減少や人手不足等に伴う持続可能な地方行財政の確保が喫緊の課題となっている中、特に市町村の負担軽減や人口減少地域等における住民サービスの確保に向けて分野横断的な見直しを行う11事項を含めます37事項を重点事項として考えているところでございます。

時間の関係もございますので、主な案件の概要を御説明させていただきます。

まずⅠ．分野横断的な見直しを行う事項ですが、1番から11番までが分野横断的ということになってございます。

重点の1番目でございます。現在、国において活用が順次進められております国家資格情報連携・活用システムを利用することによりまして、医師、看護師等の資格登録等の申請手続のオンライン化を進めることとともに、デジタル資格者証を免許証等の原本とすることで、申請手続や免許証等の交付に係る都道府県経由事務を廃止することを求めるものです。

続いて、3ページの2番を御覧ください。1番と同様に、各種の行政手続についてオンライン化を進めることなどにより、市町村や都道府県の経由事務を廃止することを求めるものです。

続きまして、6ページになります。

3番でございます。国が自治体等を対象として実施している定例的な調査・照会のうち、都道府県や市町村が中間集計等をしているものについて、総務省が運用しております一斉調査システム等の活用により経由の廃止を求めるものでございます。

続いて、7ページの4番になります。国の補助金等に関しまして、事業者の不正等に起因した返還金を事業者等から徴収することが困難な場合に、市町村が代わりに国へ返還することとなっている制度がございますが、その取扱いの見直しを求めるものです。

この7ページが一番下の提案になりますけれども、障害者自立支援給付費の提案になりますが、これは昨年11月の本会議で三木議員からも御指摘を頂きまして、本年も須坂市や長野県をはじめ、全国知事会や指定都市市長会等からも共同提案がありました。

また、類似の制度として、このページの右下ですけれども、災害援護資金、また、左上のほうですけれども、国民健康保険の診療報酬等の提案がありまして、自治体側に問題意識が広がっていると考えられる案件でございます。

続いて、8ページの5番になります。都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、指定試験機関による試験実施など、全国統一の運用がなされているものがあり、国が一元的に事務を実施するほうが効率的であるため、資格付与に関する事務を国に移管するなどの見直しを求めるものでございます。

続いて、9ページの6番です。住民票、戸籍証明書、印鑑登録証明書、納税証明書、課税証明書等の市区町村が発行する証明書について、電子的な交付を可能とする仕組みの構築を求めるものです。

続いて、10ページの7番になります。公営住宅の家賃決定等の手続において、マイナンバー情報連携を活用して所得を把握することにより、申告書等の提出を不要とすること。

また、一番下の提案になりますが、昨年も戸籍情報連携システムの活用に係る提案がございましたが、本年は法務局の登記部門においてこの戸籍情報連携システムを活用できるようにすることにより、市町村に対する公用請求を不要とすることなどを求めるものでございます。

続いて、11ページの8番でございます。土地区画整理組合の理事や地方公共団体の外部監査人等について、個人の住所まで告示しなければならないとされておりますが、個人情報保護の観点から見直しを求めるものでございます。

続きまして、12ページの9番です。土地開発公社等の解散に伴う清算手続において、少なくとも3回行うこととされている公告回数について、インターネット版官報の普及を踏まえ、見直しを求めるものでございます。

続いて、13ページの10番です。相続した一定の家屋等の譲渡に係る特別控除など、租税特別措置法に基づく特例措置を受ける場合に、市町村長が交付する確認書等を添付する必要がございますが、市町村でなければ確認できないという内容ではないとの理由から、当該事務の廃止や簡素化を求めるものでございます。

続いて、14ページの11番です。医療保険や介護保険の資格の切替え時や取得・喪失時における手続や制度の見直しを求めるものです。具体的には、医療保険の切替えをする場合、例えば社会保険から国民健康保険に切り替える場合に、特定疾病療養受療証を所持している人は改めて申請をする必要がありますが、その際に医師の意見書の再提出を不要とすることを求めるもの、これが一番上の提案でございます。

それから、2つ目でございますが、世帯の一人が国民健康保険から社会保険へ切り替える場合において、国民健康保険料の軽減判定が不利とならないように調整規定を設けることなどを求めるものでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

その他の事項を記載しております。12番目からになりますけれども、まず次のページの16ページの16番を御覧ください。

16番でございます。障害者支援施設における設備基準等につきまして、地域の実情に

応じ、既存施設の有効活用もできるよう、利用者1人当たりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準を現行の従うべき基準等から参酌すべき基準へと見直しを求める提案でございます。

続いて17番です。介護職員初任者研修について、通信学習方式が一定の上限時間内で可能とされておりますが、講師の確保が難しい地域においてはサテライト会場で全ての研修を通信方式で実施することが可能となるよう見直しを求める提案です。

続いて18番です。福祉サービス第三者評価事業につきまして、複数の都道府県で活動している第三者評価機関はそれぞれの都道府県の認証を受ける必要がございます、この負担が大きく、また、評価期間の確保も難しくなっております。一方、児童福祉施設等は国において全国一律の認証がされるような仕組みになっておりまして、この仕組みと同様に、ほかの分野の福祉サービスにおいても国において全国一律の認証や研修を行うことができるような仕組みにしてほしいという提案でございます。

続いて19番でございます。公営住宅等についてなのですが、公営住宅は現地または近接地において建て替える場合は入居者に対する明け渡し請求が認められているところですが、近年の老朽化や入居率の低下といった問題が進む中、建て替えを行わず団地の集約を行う場合においても、入居者への明け渡し請求ができるよう求める提案でございます。

続いて、17ページの20番でございます。現在、タクシーの営業区域外運送については災害の場合等に限定して認められているところですが、精神保健福祉法に基づく精神障害者の移送においても認められるよう求める提案でございます。

続いて21番です。児童扶養手当と老齢年金等を受給している場合、老齢年金等の額を控除して児童扶養手当を支給することとされておりますが、この控除を行うのを児童扶養手当と制度趣旨が重複する老齢年金の子の加算部分に限定することを求める提案でございます。

続いて22番です。自治体の教育長が3年の任期途中で退任した場合、補欠の教育長が任命されますが、その任期は前任者の残任期間とされており、任期の始期の変更ができず、教育長の任用や人事に支障が生じているため、適切な時期での教育長選任が容易となるよう、残任期間の規定の削除や運用の柔軟化を求める提案でございます。

続きまして、18ページの一冊下、27番を御覧ください。国民健康保険関係事務の見直しに係る提案でございます。

右側の2つ目のポツを御覧ください。保険給付費等交付金については、都道府県から市町村に支給される交付金の収納に関する事務を国保連に委託して、都道府県から国保連に対して直接支払う仕組みが今、一部の自治体で行われておりますけれども、これを全都道府県で行われるよう措置することを求めるものでございます。

3つ目のポツですが、高額療養費の支給申請、審査事務を簡素化するために、今、市町村ごとに要項等を定める必要がございます。これを不要とするよう求めるものでござ

います。

続いて、20ページの31番を御覧ください。本件は昨年提案があったものでございますが、福祉事務所の現業員、いわゆるケースワーカーに求められる社会福祉主事の任用資格要件について、生活保護業務において多様な人材の従事を可能とするため、実務経験を加味することを求めるものでございます。令和7年3月に全国の福祉事務所へ任用状況の調査を実施しておりまして、本年度は検討会において当該調査結果の分析等を行った上で、要件緩和について結論を得る予定となっております。昨年から引き続きのフォローアップ案件となっております。

続いて32番です。計画関係の提案でございます。これまで計画に係る見直しがなされていない残り1割の計画がございますけれども、それについて募集をしまいったところ、事業者が先端設備等を導入する際に税制優遇措置を受けられるようにする前提としまして、現在市町村が作成することとなっている導入促進基本計画というものがございます。この計画について廃止または簡略化することを求める提案があったものでございます。

続いて、計画関係になりますけれども、21ページの34番を御覧ください。こちらも同様に都道府県が作成している離島活性化交付金等事業計画について、廃止または各事業の交付金等の事業計画書との一体的策定ができることを求める提案でございます。

続いて35番です。都市計画法に基づく区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の線引きでございますが、市街化区域の設定については人口の将来見通し等に基づくことを基本とされているところですが、市町村の土地利用の実情や市町村の方針に即して柔軟に市街化区域を設定できるよう見直しを求める提案でございます。

続いて36番です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、都道府県知事に産業廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会、協力依頼の権限が付与されておりますが、これと同様に、一般廃棄物の処理を所管する市町村長にもこうした権限を付与することを求める提案でございます。

資料2の説明は以上でございます。

続きまして、資料3をお開きいただければと存じます。

資料3でございます。こちらはフォローアップ案件の関係になります。このフォローアップ案件のうち、重要な案件につきましては、各府省との継続的な調整や進捗管理をより適切に行っていく必要があると考えております。本会議においても随時、適時に報告を行ってまいりたいと考えてございます。

資料2のほうで本年の重点事項として扱うものとしてフォローアップ案件7件を記載しておりましたけれども、資料3につきましてはそのほかの主な案件を記載してございます。

概況を御説明させていただきます。

1ページ目は昨年提案があったもので、犬猫の関係でございますが、まず2番目を御

覧いただければと存じます。狂犬病予防法上の犬の登録手数料及び動物愛護法上の犬猫のマイクロチップの登録手数料の同時徴収によるワンストップサービスへの参加促進という提案でございました。

一番右の今後の予定のところでございます。1つ目のポツですけれども、令和7年度に、犬の所有者がマイクロチップの登録手数料を納付した後に、自治体が指定する狂犬病予防法に基づく犬の登録時の手数料納付サイトに遷移することができる機能をシステム開発する予定となっております。

次に、3番目の犬猫のマイクロチップ情報の使用目的の範囲拡大につきましては、具体的な支障事例を踏まえた上で、その在り方について令和7年度中に結論を得よう、環境省において検討を進めております。

続いて、2ページの4番目でございます。戸籍情報連携システムの利用対象の拡大についてですが、同システムにより提供されます戸籍電子証明書を都道府県がオンラインで公用請求することができるよう、法務省において、今後、具体的な請求方法や必要なシステム改修について検討を行い、戸籍法改正案の調整を進める予定となっております。

続いて5番です。同じく戸籍情報連携システムの関係でございますが、同一市区町村内で完結できる場合に可能となっております広域交付の公用請求の仕組みについて、都道府県が行う事務に関して、特定の市区町村との合意の下で利用可能となる方策を検討するため、法務省において市区町村に対して行ったアンケート調査の結果を基に実現可能性を精査し、令和7年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとなっております。

続いて、3ページの7番でございます。中山間地域に係る安定的な訪問介護の提供に資するため、離島等相当サービスの活用についてという提案でございますが、厚生労働省において、昨年、本会議での議論を踏まえまして、令和7年4月にこの事業名を離島・中山間地域等サービス確保対策事業に名称変更されました。さらに、令和7年度中に当該サービスの活用の妨げとなり得る要因の分析と活用を促進する方策の検討を進めることとなっております。

続いて8番でございます。障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直しについてですが、指定児童発達支援事業所等における従たる事業所の設置に係る要件や、指定障害児通所支援事業所が事業所ごとに置くべき従業者の員数等について、令和6年度に実施された調査の結果を踏まえ、今後対応を検討することとなっております。

続いて、4ページの9番でございます。保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直しについてです。令和6年度に実施されました保育所等へのアンケート調査の結果や検討委員会での意見を踏まえ、0～2歳児に係る保育所等の健康診断として実施可能な具体的な考え方を令和7年度上半期を目途に示すこととしております。

続いて、10番の短期証交付に代わる未納者との接触機会・手段の創設についての提案

です。昨年12月に健康保険証の新規発行が廃止されたことに伴いまして、自治体が国民健康保険料の滞納者に対し発行していた短期証も廃止されたことによりまして、滞納者との接触機会の確保に支障が生じております。その対応を求める提案でございましたが、現在、厚生労働省から提案団体に対し、滞納整理に係る事務上の支障についてヒアリングを行っており、令和8年度中に結論を得るよう検討を進めております。

最後に、5ページの12番になります。大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直しについてです。人口・可住地面積要件や測定局数の実態等を把握した上で、有識者による検討会を設置し、常時監視に関する事務処理基準の見直し方針について令和7年度中に結論を得た上で、令和8年度中に必要な措置を講ずる予定となっております。

資料3の説明は以上でございます。

続いて、資料4をお願いいたします。

今後のスケジュールに関してです。今後は、7月の上旬に関係府省の第1次ヒアリングを、また、9月に第2次ヒアリングを行いまして、関係府省との調整を重ね、12月の対応方針の閣議決定に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

私からの議題(1)についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
(市川座長) ありがとうございます。

それでは、ここで大橋部会長から今年の地方からの提案等に関しての御発言をお願いいたします。

(大橋部会長) ただいまございましたように、本年も地方から昨年を上回る408件もの提案を頂くことができました。このうち、分野横断的な見直しを行うものは37事項92提案となっております。

本年の提案におきましても、地方公共団体の逼迫した状況、業務の回らない現実を前提としたものが数多く見られます。これは人口減少地域で顕著であるとしても、決して過疎地域や山村地域に固有の話ではなく、程度の差こそあれ、同様の状況は全国に広く認められると考えております。

自治体の持続可能性を担保するための提案は、現代においてはデジタルの力を借りて実現可能なものが多いことに気づいております。こうしたことから、デジタル化を通じた持続可能性の確保が第一目標かと思えます。医療・福祉、こども・子育ての分野で提案が多いことを考えますと、デジタル化を通じて市民の方が申請や書類準備から解放され、迅速かつ適時にサービスを受けられるというメリットは大変大きいものと考えております。

第2に、ここ数年、個別の提案実現と併せて類似の事案解決を行うといった横展開、分野横断型の提案実現を重視してまいりました。今年も例えば都道府県の経由事務見直しを求める個別提案が見られますが、こうした経由事務は提案事例以外にも他の分野には山ほど存在します。本部会のヒアリングで扱う提案は一部だとしても、これを契機に

類似の事案について制度改革を進めたいと思います。

同時に、これまで都道府県を経由して国に届出を行う事務の改善に重点を置いてまいりましたが、同様の問題はほぼ相似する形で市町村と都道府県の間にも認められます。こうした市町村経由事務の改革も新たな横展開として着手したいと考えております。

第3に、ヒアリングに際しては、国と地方公共団体の役割分担、自治体が担うにふさわしい事務なのかという視点を持って提案の実現に努めたいと考えております。先ほど述べた経由事務の問題点は、事務負担の問題のほかにも、地方公共団体が独自性を発揮できる裁量性がない分野でもあるにもかかわらず、これまでの経緯から窓口業務を無反省に負わされてきたという経緯があります。こうした観点からは、国家資格付与業務を自治体が担うべきなのかといった問題意識も出てまいります。

また、国が制度設計した国庫補助金について、補助金の不正利用などがあり、事業者が補助金を国に償還できない場合に、執行に協力した自治体が肩代わりを余儀なくされる仕組みが広く見られます。こうした場合の費用負担などは、必要経費として制度設計者である国が見込んでおくべき事柄なのではないか。市町村に負わされた危険負担は役割分担の観点からも見直しが必要だと考えます。

最後に、ここ数年、大変難しい提案が多く、単年度で解決できずにフォローアップ案件となっている重要事項が複数存在します。これまでは事務方に専ら処理をお願いしてきたのですが、本部会における提案処理はヒアリングをもって終了とは決して考えずに、フォローアップの進捗状況も本部会、本会議が報告を受けるようにしたいと考えます。換言しますと、フォローアップについて本部会に関心を持って監視していく。このことを国の省庁にも御理解いただきたいと考えております。

このように、本年度の提案の例が例年よりも多いため、分野横断的な見直しの進め方については、代表的な提案を取り上げ、ヒアリングを行い、議論の中で見えてきた検討の視点や解決策を他の提案にも横展開するというような進め方も考えられると思います。

提案募集検討専門部会としては、どの事項を関係府省庁からヒアリングするかなど、重点事項に係る具体的な進め方、取扱いにつきましては、部会長である私に御一任いただければ幸いです。

提案募集検討専門部会としては、今年度も充実した審議に努め、地方からの提案に寄り添い、地方からの提案の最大限の実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。ぜひ御指導、御支援をお願いしたいと思います。

(市川座長) ありがとうございました。本年度の進め方等につきまして、御発言を頂きました。

それでは、以上の説明に対しまして、御意見や御質問のある方は御発言をこれからお願いしたいと思いますけれども、湯崎議員から資料の提出がございますので、まず最初に湯崎議員から御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(湯崎議員) ありがとうございます。

まずは提案募集方式につきましてですけれども、今年も多くの団体から多数の提案がある中で取りまとめいただきまして、市川座長をはじめとして、事務局の皆様には御礼を申し上げたいと思います。

また、昨年に引き続きまして、今年も全国知事会として全都道府県に対して積極的な提案を呼びかけるとともに、従うべき基準あるいは国が一括処理したほうが効率的な事務などについて共同提案を行わせていただいているところでございます。

具体的には、御説明もありましたけれども、障害者支援施設における設備基準等の見直しであるとか、都道府県地価調査と地価公示の統合であるとか、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直しであるとか、20件の共同提案を行っているところでございます。

これら以外の提案も含めて、今後の専門部会等での御検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなくて、国が地方への権限移譲や規制緩和を行うことによる支障などを十分に説明できない場合には、原則として提案を認める方向で進めていただきたいと思いますし、今、大橋部会長からお話のありましたしっかりとフォローアップをしていくということも大変心強く思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、これも既に今日事務局からも御説明がありましたし、大橋部会長からもお話しいただきましたけれども、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直しについてでございます。

参考資料4を配付させていただいておりますので、これを御覧いただきながらと思いますけれども、まず1ページを御覧いただきますと、前回の有識者会議でも発言させていただいたところでありますが、全国知事会においては、急激な人口減少社会であるとか、あるいはデジタル技術の進展といった環境の変化も踏まえまして、昨年の8月に取りまとめた提言の中で、国と地方の役割分担の適正化を国に求めるとともに、今年度、国と地方の役割分担の議論をさらに進めていくため、具体的な支障事例を踏まえた議論を深めていく予定としているところでございます。

国におかれても、地方創生2.0の基本的な考え方に示されているところがございまして、国と地方の役割の在り方について検討を行う必要があるとされております。

総務省の持続可能な地方行財政の在り方に関する研究会におきましても、介護や保育、インフラ管理といった個別分野ごとの課題について、国、都道府県、市町村の役割分担の見直しなどの議論が行われているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、国と地方の役割分担の適正化の具体的な提案としてこれを今回出させていただいているところでございますし、これについて積極的に先ほど部会長がおっしゃっていただいたのは、我々も本当にありがたく存じます。

2ページ目を御覧いただきますと、上の枠囲みにございますが、提案内容としては国

家資格のうちに都道府県知事が資格付与者となっているものにつきまして、試験事務を既に全国統一の団体が行っているといったようなものもございますし、そういったものも含めまして、各種資格の付与者を国とすることなどの見直しを求めるものでございます。

その下にいろいろ書いてございますけれども、宅建士であるとか建築士といった資格によりましては、指定試験機関が試験を行っているといった、事実上全国統一の運用がなされているといったものもございますし、これを各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性というのは乏しいのではないかと考えております。そもそも全国的に通用する国家資格なわけでありまして、本来は国が資格付与者となって資格事務を行うべきものではないかと思えます。

例えば一例として製菓衛生師がありまして、これは我々も突っ込んで厚労省に問合せをしたのですが、地域の実情に合わせて実施する必要があるので自治事務として整理されているというような回答を頂いたのですけれども、ただ、何が地域の実情に合っているのかというのは全然分からないという御回答でありまして、都道府県においては免許証の申請の受付とか内容の確認とか交付、あるいは指定試験機関が統一的にやっていない場合には、問題を作ったり、試験を行ったり、実はいろいろな事務が発生しております、かなりの事務負担となっております。

また、利用者も、これは各都道府県で資格者の名簿を管理しているので、例えば結婚して名字が変わりましたといった場合に、免許発行都道府県に申請をする必要があって、引っ越して居住地が離れるような場合にはかなり面倒くさいといったこともございます。

今、国のほうで国家資格等情報連携・活用システムの各種資格の実装を進めるといったこともされておまして、そうすると資格者名簿を各都道府県が管理する必要もなくなるのですけれども、そもそも資格付与者を国に見直した上で、資格に関する事務も国で一元的に実施するほうが効率的ですし、利用者の利便性向上にも資するのではないかと考えているところでございます。

これは知事会として調べたのではなくて、本県の中で調べたことですが、資格付与者を知事から国に転換しても特段の支障がないと考えられるものを3ページに記載しております。これは39資格ございます。中には運転免許証といったような結構大きなものもございますけれども、運転免許証などもいろいろ各都道府県で免許証を作るための機械とか、あるいはカードの購入というのは各県でやって、入札をしてみたいなことをやっているのですけれども、全国でやったほうがおそらく価格も下がるのではないかと、そんなこともあるのですけれども、特にクリーニング師とか製菓衛生師といったものは各県が試験問題も作ったりしておまして、非常に非効率でありますし、受験者等の利便性を確保した上で資格付与者を転換していくべきではないかなと考えております。

人口減少であるとか、デジタル技術が発達して統一的にも行いやすいのではないかと思いますので、こういった状況も踏まえまして、国と地方の役割分担の適正化に向けた具体的な議論を、今回のこの資格に限らず、有識者会議の場でも進めていただければと考えているところでございます。

大変申し訳ないのですが、他の公務がございまして、ここで退席させていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

（市川座長）ありがとうございました。

それでは、残念ながら御退席ということですので、御質問等、もし何かありましたらまた後ほどまとめてお話しさせていただきます。

（湯崎議員）言っぱなしで大変申し訳ございません。

（湯崎議員退室）

（市川座長）ありがとうございました。

それでは、ただいまの湯崎議員からの御説明も含めまして、これまでの御説明・御発言に関しまして御質問、御意見等をぜひ皆様からお伺いしたいと思います。

ウェブで御参加の方は、挙手マークを挙げていただくなり、手を挙げていただいても結構ですので、どうぞ御発言をお願いいたします。

それでは、山下さん、お願いいたします。

（山下議員）どうも山下です。リモートでの参加で申し訳ないです。

今日はどうもありがとうございます。

最初にコメント等、質問ではないのですが、意見をと思いまして挙手させていただきました。

最初に、さっき大橋部会長もおっしゃったように、408件というのは相当多い提案件数だなと思いながら、先ほどの資料1を見てみると、2年前に176件ですから、2.数倍と増えてきていることについては、本当に皆さんの御努力に頭が下がる思いでございます。

特に自治体の直面する喫緊の課題、デジタル化、さらにはサービス空白地域の解消といった適切な重点テーマを挙げているということがその要因ではないかと思った次第でございます。ありがとうございます。

資料2で37の項目をずっと眺めてみました。ちょっと気になったのが、提案団体を見ると、やはり都道府県または政令指定都市・中核市の一定の政策企画能力を持っている自治体からの提案が相当多いなというのも印象として残りました。実際にはサービス空白地域の解消という視点で言うと、小規模な市町村からもう少し提案が増えてくることが望ましいとは思いつつ、やはり人的リソースだとか情報の収集能力というのが足枷になっているのかなという気もしましたので、この提案方式そのものも、もうちょっと成長させていかないと考えた次第です。

個別の項目で2点ほど気づいたことがございまして、資料2の15ページの15番の行政相談委員の配置基準の見直しというのがあって、私はここ数年、経済同友会の地域共創

委員会の委員長も拝命して、いろいろ地方を回りますと、よくこの話が出てきました。やはり人口減少が進む中での各種委員の確保または配置基準というのは、結構厳しい状況になってきているのかなと今回の提案を見ていても思う次第でございます。結局、これは各市町村の基礎自治体でというよりは、もうちょっと広域な人員配置というのを制度の中に組み込んでいくことが将来に向けて必要なのかなと思っている次第です。

もう一点、資料の次の16ページの17番、ここでは介護職員初任者の研修に通信学習方式の導入みたいな話がありますが、これは先ほどの湯崎さんもおっしゃっていたように、デジタルという視点で言うと、この介護職員初任者研修に限らず、全国的に適用すべき標準的な手段にならないかと私自身は思っています、弊社においても、社員研修をほぼリモートでやっていますし、やはりメリハリをつけるという意味でも、研修のデジタル化、リモート化と指導というのを行っていかないと、研修をリアルでやるというのは非常に非効率であり、受けるほうにとってもどうなのかなと思っている次第です。

そういう意味では、この介護職員のことだけではなくて、もっともっと時間、場所にとらわれないという柔軟な学び方とか働き方を浸透させるという意味では、この切り口でもっと水平展開すべき内容かなと思いつつ、これから関係省庁との検討に入る中で御考慮いただければと思った次第です。どうもありがとうございます。

(市川座長) 山下さん、ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

それでは、高橋座長代理、お願いいたします。

(高橋座長代理) 高橋でございます。

大橋部会長が既に重要な点を御指摘いただきました。私は感想めいたことを申し上げたいと思います。

地方をめぐる環境が大きく変わったことから、今、我々は新しい取組をしなくてはいけない段階に来ていると思います。ただ、縮小社会とか持続可能性が必要だというマイナスの方向がとかく強調されがちなのですが、大橋部会長も指摘されましたように、デジタルであるとか、さらに言うと、空白になりかかった地域に新しい地域の担い手が新しい層、フレッシュな層として移ってくるという積極的な面も出てきていると思います。我々の作業もそういう積極的な側面をより強く伸ばしていくという方向性で取り組むことが重要なのではないかと考えています。

そういう中で、国、地方の役割分担の見直しということだと思っておりますけれども、トップダウン的に国のほうでお考えになっているとともに、ボトムアップ的に国と地方の役割分担を実情に合わせて組み替えていくというモーメントが重要でしょう。両輪の輪ですね。トップダウンとボトムアップという両輪の輪で見直しが必要なのだということを日本国全体として意識していただくことが大切なのではないかと考えています。そういう意味では、我々の作業はまさにボトムアップ型の見直しをやっているわけですが、今年度の作業もそういう観点から重要な作業を求められているのではないかと考えて

います。

デジタル化、これはずっと強調してきたわけですが、行政の実際の中身を知って、その上でデジタルの知識を駆使してデジタル的に組み替えていくということが求められております。地域の実情に合わせた形でのデジタル化を進めていかないと、お金を膨大に投入してもシステムは全く使えないで終わってしまうみたいなことがある。結局、デジタル化のマイナスな側面が浮き彫りになってしまって、デジタル化が進まないといったところがあるかと思います。そういった意味で、今回の作業においてもデジタル化を本当に地域に合わせて進めていくという点で極めて重要な御提案があるのではないかと考えています。

さらに、全国一律のサービスを要求しているためにサービス自体が提供できないような状況になっている。このような状況のなかで、事業主体やサービスの内容についても柔軟に地域の実情に合わせて総合的に提供できる仕組みをつくっていく作業も重要で、こういうことがないと、新しく地域の担い手になっていく方が地域に参入していくというところも確保できないと考えております。そのような意味でも重要なものだと思っています。

最後に、私、第1次、第2次地方分権から取り組んでまいりましたが、振り返ってみて、積み残した課題もあったのではないかなと思い始めています。その課題がいよいよ表面化したという気がしておりまして、今回、御提案いただいている提案も、伝統的に国が都道府県や市町村を手足のように使っていた時代があって、自分にとって効率的、都合がいいからという加点から都道府県や市町村を下請的に使い、本来は国が実施すべきであった事務がたくさんあったと思っています。

国家資格の話についても、結局、国の資格というものは国全体の基盤として必要なものですので、国全体として基盤を構築という視点でものを考えていく必要がある。そして、この基盤を地方公共団体のほうも地域の事業者の監督などに随意に使えるように整備していただく。こういう観点から見直しをするということが極めて重要なのではないかなと考えております。そういう点で、今回は多数の御提案を頂きましたので、そういう視点から取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、先ほど後藤議員から手が挙がってございましたけれども、今、手が下りていますが、よろしいでしょうか。

(後藤議員) 会場が見えていないので、会場でほかの方がいらっしゃったら一番最後までと思っております。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、後藤議員、よろしくお願いいたします。

(後藤議員) ありがとうございます。すみません。先に発言をさせていただきます。

ほかの議員の先生からもございましたように、まず資料１でお示しいただきました地方からの提案状況ですね。提案総数408件というのは、調べさせていただいた限り、本当に多くて、提案募集が始まった平成26年度が1,013件を例外として位置づけますと2番目の多さで、以降は300件台後半もなかったということを考えますと、本当に丁寧に周知や相談をしてくださったのだと思います。事務局の方々に感謝を申し上げます。これから大橋部会長はじめ、専門部会の皆様は大変になるとは思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目は、今回資料２のほうでまとめてくださいました重点事項についてです。先ほど、高橋座長代理や大橋部会長、湯崎知事からお話がありましたけれども、今回、都道府県あるいは市町村の経由事務の廃止を求めるような提案を重点事項１、２、３、５でまとめて整理していただいていると思います。この経由事務の廃止は、先ほどお話がございましたように、単なる自治体業務の効率化ということを超えた意義があると思いますので、非常に期待しております。

それに関連して、今回すぐということではないのですが、さらに地方分権を後押しする取組として、地方公共団体の経由事務のコストの見える化をこの会議として推進するということもあり得るのではないかなと考えます。

と申しますのも、資料２の３ページからの各種経由事務の廃止に関する提案のうち、５ページの管理番号208番「伝統文化親子教室事業」について、たまたま参考資料３を見ていたときに気になったので調べてみましたところ、目標値が未達なのに多額の事業費が計上されているのはおかしいのではないかなという評価がついて、活動実績に見合った適切な公費投入となるように令和５年度から運用が見直されていた事業でした。それまで例えば令和３年度には予算額が32億円、執行額が19億円という乖離があったところ、令和５年度からは18億円の予算額で17億円の執行額となっていました。細かく見てみましたところ、令和５年度の17億のうち、この教室事業の実施のための費用ではなく、事業の運営のための委託費に17億円のうち15億円ぐらいかけている事業だったようです。その15億円という金額が妥当かどうかは直ちに評価できるものではありませんが、行政評価をするときに、市町村経由事務があるのであれば、本来的には経由事務のコストを見える化して、その上で事業の委託費が適切かどうかを評価しないと、まともな行政評価はできないはずです。しかし、今は経由事務のコストが見える化されていないので、地方自治体が経由事務にかけたコストを考慮した行政評価は行われていません。まともな行政評価をするためには、地方公共団体の経由事務のコストの見える化が不可欠だと思いますし、地方分権を推進するという立場から考えましても、経由事務のコストを見える化して、きちんと定量化すれば、そのコストは本当に事業の効果に見合っているのかですとか、あるいは、地方公共団体に対してコスト負担分の補償がなされているかなどを数字に基づいて議論できるようになります。そうしますと、地方の手足を縛っている実態を定量評価できることになりますので、地方分権の取組を後押しすることになる

のではないかと思います。

なので、いきなり全てということは難しいと思いますけれども、例えば今回調整を試みてもなかなか大きな成果を得られなかった分野が固まりとしてあるとすれば、その分野における経由事務のコストがどのくらいになるのかを見える化していくことで、地方分権の取組を後押しできるのではないかと考えた次第でございます。

意見は以上になります。どうもありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、勢一議員、お願いいたします。

(勢一部会長代理) ありがとうございます。勢一です。

今年度も408件という昨年度を大きく上回る多くの提案を頂きまして、提案募集の議論をする立場としても非常に有り難いと思っております。提案くださった自治体の皆様、そして、丁寧に取り添い対応してくださった事務局の皆様に重ねてお礼を申し上げたいと思います。

今回の提案ですけれども、重点募集テーマの2つは今の地域の課題に対応するのに欠かせない論点だと思っています。既に多数の議員の方々から御意見がありましたけれども、やはりデジタル化は、今、国も地方も行政をデジタル標準で進めていこうという局面にあります。ですので、デジタル標準という意味では、今回出てきております経由事務はどのような意味を持つのかというところ、デジタル対応が存在しなかった社会のときの仕組みですので、これを現在のデジタル標準にアップデートしていくことは当然不可欠なことであらうと思います。

他方で、そうは言っても、地方にありますと、地方行政の仕事のやり方が十分にデジタル対応に見合っていないような場面もまだまだ残っていると実感するところです。例えば県レベルでも紙媒体による押印が必要な手続がまだ存続しているようなところもよく目にしますし、そうしますと、県下の市町村にもそうした影響もあるのではないかと懸念もしています。今回の提案でデジタルの仕組みをしっかり検討して、しかるべき制度改革を行っていくのはもちろんですけれども、併せて地方行政全般のデジタル化も後押しできるような工夫も進めていくことが必要なのかなと感じております。

もう一つのサービスの空白地域の解消も人口減少の中で非常に重要なミッションですけれども、とはいえ、問題を抱えつつも提案まで至らない小規模自治体が少なからずまだあるというところは今回の提案状況からもうかがえるところです。提案がなされて、それによる制度改革が行われれば、それはすべからく全自治体に共有されることとなりますので、制度改革の果実が提案に至らない自治体にも届くように、全国的な課題状況にも目配せをしながら、あるべき制度を議論することを心に留めていきたいと思っています。

議論に当たってはもう一つ、私も国と地方の役割分担をしっかりと考えていかなければ

ならないと思っています。デジタル化が行われていなかった時代には、利用者の利便性などにも配慮したような事務のやり方はあったと思いますけれども、これもデジタル技術の発展に伴って改めて今問われているのだらうと思います。ここはコストについての御意見も先ほどありましたけれども、コストだけの話でもない部分があるかと思うしますので、こうしたところも心に留めて議論をさせていただければと思います。

今回、会議の進め方という意味では、会議資料のペーパーレスをしていただいています。私は福岡市の環境審議会の会長も承っておりますが、環境審議会ですらなかなかペーパーレスに至るまで時間がかかったところもありましたので、今回、かなり大部の資料を毎回用意していただいていたところがペーパーレスになったというのも、デジタル化の進展として大きな一歩だと思いますし、これによって事務局の職員の皆様に他の業務ができる時間がつくれるということも大事で、こういうことはやはり全国で進めていくというのが本当に必要なのだなと実感した次第です。

今年度も頑張っていきたいと思いますので、皆様、御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

(市川座長) 勢一さん、ありがとうございました。

それでは、伊藤さん、お願いいたします。

(伊藤議員) ありがとうございます。

私からは、これから提案募集検討専門部会でいろいろヒアリングを含めて対応していくわけですが、今年度、非常に多くの提案があったということ、それから、国と地方の役割分担の根幹に関わるような非常に大きなテーマで、横串を刺すような形のテーマであるということなので、ある種決意表明という大げさですが、こういう方針で個人的には臨みたいなということを申し上げたいと思います。

既に議員、構成員の皆様から御発言があったとおり、国と地方の役割分担がいろいろ政府部内でも各所で検討が進められているということですが、我々、地方分権改革の中では、今日お示しいただいたように個別具体の支障事例というところからそれぞれの役割をどう考え直すか、あるいはデジタル化という技術面での革新が今まで当然のように思われていた役割分担の在り方ですとか情報流通の在り方を大きく変えているという局面の中で、どういうふうにそれを再構築するかという視点を重視しながらこれから議論を進めていきたいと考えております。

それから、経由事務の見直しですとか、あるいは資格付与者を国に一元化するというようなお話がございました。これも国と地方の役割分担の見直しということにつながるわけですが、恐らくこの議論をすると、例えば国のほうに権限を戻すとか、あるいは経由事務を廃止するといったときに、誰がその事務を負担するのかというような議論になると思います。そうすると事務負担の押しつけ合いのようなことになって、結局その議論が進まないという可能性がありますので、そういったことではなくて、事務を

誰かが最終的には負担するにしても、今までのような負担の仕方とは異なるデジタルを活用するといった形で解決すべき局面というのもあるだろうということだと思いますので、事務のやり方あるいは効率的な執行の方法をそれぞれ各府省も考えますよ、我々としても少し考えていくというような形で、建設的に議論が進められるようにしていければいいなと思っております。

事務局の方も大変だと思いますけれども、ぜひサポートをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、三木さん、お願いします。

(三木議員) 大変様々な御意見、御提案をお聞かせいただき、ありがとうございます。

そして、お礼を申し上げたいと思いますけれども、事務局におかれましては、須坂市へわざわざ保育園の園児 1 人当たりの面積の関係につきまして来ていただきまして、ありがとうございます。お忙しい中、3 人の方に来ていただいたわけでありますけれども、職員自身も大変勉強になったということで喜んでおりました。

そして、私が反省しておりますのは、こういう立場で、長野県の須坂市なのですが、もう少し長野県内の中で地方分権のワークショップだとか、そういうのを開催したほうがいいかと常日頃思っていたのですが、今までできなかったのですが、ぜひまた機会がありましたら来ていただいて、御講演をしていただければ有り難いと思います。

そして、先ほど大橋部会長のほうから様々な提言を頂いたのですが、お聞きしていて非常に大事なことだなと思いました。

まずデジタルのことなのですが、デジタル化を進めていただきたいというのは大変有り難いのですが、マイナンバーカードについて、実は長野県の市の中で須坂市が一番デジタル化が進んでいるのですが、中にはやはりまだ情報が漏れるというような誤解があるのです。一方、この間、マイナンバーカードをなくしてしまったと言ったら、そこにいた女子大学生が落としたって情報が入っていないから大丈夫だと言っていたのです。そういうような形で、まずマイナンバーカードについては誤解を解いていくことが大事かなと思っております。

それから、人口減少時代におけるサービス空白地域の解消なのですが、これは先ほど大橋部会長がおっしゃったように、人口減少地域だけではなくて、ほとんどの地方自治体が人材難だとか業務が多忙になっているということでもありますので、そういう面でもこういう見直しをしていただくと非常に有り難いと思っています。

そして、先ほどお話がありましたように、固有の課題ではなくて全体的な課題だというのはおっしゃるとおりだと思います。

もう一つ、横展開をしていただくということが大変ありがたく思っております。自分たちで気がつかないことが、横展開をすることによって気がつくということが多々ございます。

そして、もう一つ、デジタルと実務との関係で言いますと、実務をやっている職員は、いろいろ実務をやっているのですけれども、これがデジタルになるということが分からないということがありますので、デジタルが進んでいる例えば民間企業だとか自治体の例をいろいろな形で示していただくと、自分たちもデジタル化しようという気持ちになります。特に若い職員はデジタル化したいという気持ちがありますので、そういうきっかけを与えていくことが大事なかなと思っています。

それから、一つぜひお願いしたいのは、私どもの関係になるのですが、資料2の4番なのですけれども、事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直しということなのです。実は福祉事業に携わっている事業者の許可権限等は国とかが県であります。しかし、何か問題があったときには市が返済するようになっております。何の権限もなく、日頃の調査権限もないにもかかわらず、返還義務が生じるということでもあります。これは今までの国、県、市町村というラインが大事だという観点でこういう制度ができていると思っています。先ほどお話もありましたように、様々な相談員の制度等も国から県、県から市町村というような今までの縦社会の仕組みづくりになっていると思いますので、そういう面でも改善していかなければいけないなと思いました。

そして、前もお願いしたかと思いますが、改善した省庁なりを賞賛する仕組みにしていいただければと思っています。やはり改善するというのは大変だと思いますので、その中で新たに殻を破って社会のためにやっていたというような事業について賞賛する仕組みをつくっていただければ大変有り難いと思います。

先ほどのいろいろな御意見をお聞きしたもので、そういうような感想になります。

それから、先ほど湯崎議員が退席されましたけれども、参酌する基準に直すということも非常に大事だと思っています。私どもの保育園の1人当たりの面積につきましても、園庭が広いわけでありますから、都会の園舎とは違うわけであります。それぞれの地域の実情に合った人員配置だとか、そういうのをぜひこの機会にやっていただければと思っています。

いずれにいたしましても、これだけ提案制度が出てくるということは、市川座長をはじめ、それから、事務局の皆さんの大変な御努力の成果だと思っています。

以上です。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、足立議員、お願いいたします。

(足立議員) 甲南大学の足立です。

まず初めに、今回の提案募集件数は、先生方がおっしゃっていただいておりますように、昨年よりもはるかに着実に増加している。この報告を受けまして、大変心強く感じています。担当の皆様、各自治体や関係者の皆様が現場の課題と真摯に向き合って、結果として制度の実効性を高めていこう、こういった丁寧な提案活動が功を奏したのであろうと、本当に改めて感謝の思いであります。

そういった中で、大橋部会長をはじめ、先生方からの大変示唆に富んだ御意見を拝聴し、私自身も改めて気づかされる点が多く、勉強になっております。

その中で、簡単に1点だけお伝えしていきたいと思います。

今回、人口減少地域等のサービス空白地域の課題が、デジタル化の121件と比べまして44件という状況でございます。しかしながら、このような小規模自治体こそがデジタル化の恩恵を最も受けるべき存在になります。しかしながら、実際に地方からの提案件数は、先生方の御意見にもございましたように、都道府県、政令指定都市等の一定の規模の都市が中心になっております。これというのは、一見しますと逆説的な状況かと思えます。幾つかの理由によって、本来最も困っているはずの小規模自治体からの提案が出てこないといった構造的な問題がややあるのではないかと。小規模自治体の皆様がより気軽に、また、実情に即した提案、そういったような俎上を丁寧に育てていくことが改めて重要なのかなと思って拝見しております。

では、なぜこのような小規模自治体が出しにくいのかというのは、幾つかの点があると思いますが、例えば市町村単独での政策提案というのは制度的に困難、しかも、書式や調整といったものが煩雑で時間がかかるであろうという制度、手続上のハードルはもちろんなのですが、リソースですね。小規模自治体につきましては政策立案、制度設計ができるような人材が限られているというのは現場にいてよく分かっております。でありますだけに、目の前の業務で精いっぱい。片や中核都市以上になりますと、企画政策担当の部門、法務部門、デジタル推進部署などがございますので、一定文書化できるような職員層が手厚い状況がございます。

さらに、やはり効果になります。効果が見えにくい。実際にデジタル導入によって業務効率は本当に上がるかと思えます。ただ、それによる初期投資、維持管理といったものが大きな負担になる可能性がございます。そういった中で、今回の政策提案の提案疲れもあるのではないかと。人口減少地域で慢性的に制度に振り回されている経験がより一層多くございます。そういった中で、制度を変える側に立つ。そういった意識がどうしてもなかなか薄くなってしまいがちで、そういった土壌ですね。提案するよりも上意をする。そういった文化は小さい町でよく聞きます。そういった中で、この先どうあるべきなのか。やはり一定丁寧な俎上というのは必要なのかなと思って聞いておりました。

とはいえ、今回408件の意見というのは、確かに大都市発のものが多くございますけれども、その内容は本質的に小規模自治体にも共通して当てはまる課題でございます。そういった中で、小規模自治体におきましては、実施方法や実装の前提条件を丁寧に設計しておいたほうがいいのではないかと。実際に行うにしましても、制度があっても使えない、逆に負担が大きいった実態がございますので、制度で普遍性といったものはもちろんなのですが、一方で実装の個別性ですね。この辺りも重要なのかなと思って、今回の資料と皆様の御意見を聞いて感じたところでございます。

私からは以上になります。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、沼尾議員、お願いいたします。

(沼尾議員) 既に多くの議員、構成員の皆様から御意見も出ているところなので、私のほうからは3点申し上げたいと思います。

まず一点、今の足立議員のお話とも関わるのですけれども、今回、地方からの提案がかなり出てきた。さらに、複数の自治体による提案、共同提案というようなところもあって、連携をしながら課題を出そうという環境を事務局の皆様のほうでつくっておられるのだろーと思いました。

ただ他方で、ある方からこれは提案というか国への陳情なのですよという声を聞いたことがございます。ここでは、こういうふうに制度を変えてほしいということを自治体の側が陳情するのではなくて、これは提案なのだと言っている。その提案で出てきたものを今後どういうふうにしていくのかということに対して、もちろん今後この提案募集の検討をしていくわけですが、やはり地方の声も聞きながら、提案したものをどのように地方の側にフィードバックしつつ、制度改正に向けて解決策を模索していくのかというところのプロセス、その後の対応についてきちんと考えていくというところが改めて必要なのかなと思いました。

先ほど大橋部会長からもお話がございましたけれども、やはり地方分権に向けて、先ほどの国家資格付与の事務ですとか、補助金の不正利用のところなども含めて、自治体にとって望ましい形というのはどうなのかというところを本当に部会の皆様が真摯にお考えくださっているというところが、うまく自治体に伝わっていないところもあるのかなとも考えたところもございます。そこをどういうふうにしていくのかというところが1点目です。

それから、先ほど国と地方の役割分担の議論がございました。また、湯崎議員からも都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直しの議論がございました。

先ほど運転免許の話が出ていたと思うのですけれども、これは一つの事例になってしまっただけなのですが、今、都道府県ごとに運転免許の試験が何箇国語で受けられるのか、実施体制が異なっておりまして、外国籍の方が、ある県の方は例えばベトナム語で受けられるのだけれども、別の県に住んでいると受けられないというようなことがありました。つまり、それは国として多文化共生で人を受け入れているわけだから、全国画一で共通の言語、実施体制でやるべきなのか、やはり都道府県ごとにどういう政策でどういう人を受け入れたいのかということによってその言語というのは異なっているのかという、かなり本質的なことに関わってくる問題にもつながるのかなと思ってお話を伺っていました。

ただ、国家資格という形でこういう資格というものを全国共通に受け入れるという考え方を取るのであれば、やはりその見直しというのは必要なのかなとも思いますし、今後その辺りの検討のところも問われるのかなと。非常に難しい課題だなと思っていますと

ころでございます。

それから、3点目なのですけれども、既に三木議員からもお話がありましたとおり、自治体は職員の確保が難しい。退職する職員も増えているというところで、これだけの事務を担えるのかという自治体自体の持続可能性が問われているというのはそのとおりかなと思っています。そういう中で、業務の見直しをどう考えていくのかと。今回、重点項目において、デジタルということが打ち出されつつ、他方で経由事務の廃止が一つの目玉として打ち出されてはいるわけですが、それ以外にも自治体がこれだけ限られた職員で業務を担っていく上で解決できる方策というのはあるのかもしれない。例えば複数の自治体で兼務して仕事ができるような公務員の働き方改革ですとか、あるいは旧来型の経済効率性だけを考えた民営化ではなくて、企業の側も社会貢献とか地域をよくしていきたいというような思いを持っている事業者さんもある。そういうところと公務員の方が連携して働きながら公共サービスというものをよくしていくとか、そういった環境を改善するために必要な方策とは何なのだろうかとか、おそらく解決策にはいろいろなものがある。そういった解決策のイメージみたいなものを前提にして、どういう提案ができるだろうかということを投げかけた場合には、違ったタイプの提案というのが出てくる可能性があるのではないかなと思っています。

今回は本当にデジタル化の推進、デジタルを活用しようということと、あとは経由事務の廃止をすることで業務を効率化しようというところが目玉になっているのですけれども、そこにとらわれてしまうことで、もうちょっとクリエイティブな提案というのが出てくるかもしれないところが見えてこないとする、それはもったいないことだなと思ってしまして、そういったどういうふうに限られた人たちでこれからの行政サービスを国も地方も担っていくのかということについては、幅広の議論というのを国も地方も一体的に担いつつ、自治体の本当の意味での提案につなげるような環境というのをもう一つ考えていくことも大切ではないかなと思いました。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、宇野構成員、お願いいたします。

(宇野構成員) 宇野でございます。

既にたくさんの御意見が出ておりますので、私からは重点項目のもう一つ、人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等ということについてお話しさせていただけたらと思います。

こちらはデジタルが121件に対して、2番目については44件と。もちろん件数はデジタルのほうはいろいろな重複するものがあるだけでこれだけの件数の差になるのかなと思うわけですが、もう一方で、やはりサービス空白地域の解消を分権であったり規制緩和というような形でどういうふうを実現するのか、まだまだイメージが湧きづらいのかなという気もしております。

というようなことを考えますと、今回の提案の中で、人手不足をどういうふうに解消するのかという観点ももちろんございますが、地方分権をすることによってどういうふうにはサービス空白地域を解消するのか、あるいは地域のインフラを持続可能にするのかといったことを考えるきっかけにできるように、例えば19番とか20番という番号の提案ですね。団地の集約の話、公営住宅の集約の話であったり、あるいはタクシーの営業区域外旅客運送の規制緩和というようなインフラに関係しているような内容について、しっかりと実現に向けて議論できたらと思っております。そうすることによって、こういった取組はほかにもないのか、今後の議論に資することになるのではないかなと思っていただいております。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

皆様、たくさんの御意見を頂いていますけれども、他に御意見のほうはよろしいでしょうか。

大橋部会長、最初にお話しされましたけれども、今の皆さんの意見を聞いてよろしいですか。

(大橋部会長) 大丈夫です。

(市川座長)

ありがとうございます。本当にたくさんの御意見を頂きまして、提案募集という形で毎年やってきているわけですが、実際的には支障事例で本当に今困っていることから議論がスタートしているということがありますので、これを皆様おっしゃるとおり、様々な切り口で議論しながら、よりよい制度として新しく見直していくか、あるいはどのように次の世代に向けた仕組みづくりにつなげていくかということが非常に重要だと思います。本当にたくさんの切り口、あるべき姿へのアプローチのお話を頂いたと思います。

後で細かい点はぜひ議事録を参照しながら、また議論を続けていきたいと思っておりますけれども、それでは、まず一つ、事務局のほうから今までの全体を通してポイントをお願いいたします。

(坂越室長) たくさん御意見、御提案を頂きました。ありがとうございます。

たくさんあるので一つ一つは答えできないのですが、主立ったもので共通するようなものに簡単に触れさせていただきたいと思っております。山下議員や勢一議員、後藤議員、足立議員からも御指摘がありましたけれども、最も困っている市町村からの提案が少ないがゆえに、小規模団体特有の問題が今回あまり大量には出てきていないという案件についてなのですけれども、前々からの課題で国会でもかなり御指摘も頂いたこともありまして、かなり頑張ったのですけれども、6団体にもお願いしましたし、都道府県にもかなりお願いしてサポートをお願いしたところで、我々自身も頑張ったのですけれども、1.5倍ぐらいになるかなと思ったのですが、6%増ということで、若干の改

善は見られたというところで、まだまだこれからかなと思っていますので、今後もまた先生方のお力を借りながら努力していきたいと思っています。

それから、山下議員から行政相談委員の配置基準の見直しの話があって、広域的な配置が必要ではないかというお話があって、昨年も民生委員で同様の委員確保の問題がありましたので、こちらについても取り組んでいきたいと思います。

あと、研修について、介護研修だけではなくていろいろなものでオンライン化を進めるべきとまさにそのとおりかなと思っていますので、今回の重点案件でも社会福祉主事でも研修の問題が結構大きく、オンラインが認められていない話もありますし、同じく重点事項で社会福祉施設の研修についても、これもオンラインであればもっとできるのという部分もあるので、御指摘のとおりかなと思いました。

それから、高橋座長代理からお話をたくさん頂いたのですが、人口減少に対応する社会の在り方として、トップダウンで見直していく方式とボトムアップで見直していく方式があって、地方分権はボトムアップでやっている方式で、トップダウンでやろうという取組も各省庁、総務省を筆頭にいろいろな研究会もやっていますけれども、得てして時間がかかったり、理念先行になってしまうところもあつたりしますので、地方分権の仕組みでのボトムアップは問題解決型ですので、この時代の中で非常に存在意義は大きいかなと思っていますので、今回、重点事項について先生方のお力を得ながら前に進めていきたいと思っています。

後藤議員から経由事務のコストの見える化という御指摘があって、これも重要な点だと思いますけれども、実際にこれを見える化するためには膨大な事務量がかかって大変だとも思いながら、一方でこれは重要な視点だと思うのは、結局、経由事務の市町村負担とか都道府県の負担は財源も労働力もかかっているわけですが、それはほとんど国側から見ればゼロだという前提で今考えているので、経由事務を廃止した場合に国側の事務量が増えたら、結局、負担増になっているように見える。国、地方を通じては実はマイナスになっているのですけれども、あたかも自治体がやるのが当然という雰囲気のものと考えているので、そういう意味では、そういうことの解決にも資するという観点から、こういう視点も重要と思いました。

あと、三木議員からワークショップをぜひ開いてもらったら協力したいというお話があって、国会でも指摘されておりますので、ぜひ開催させていただければと思っています。

それから、沼尾議員の方からクリエイティブな提案をということで、我々がいろいろな問題設定をすることによって自治体を縛っているという側面も確かにあるとも思いますので、クリエイティブな提案はむしろ総務省とか新地方創生のほうで上がってくるとも思いますが、そちらとも協力しながら進めていきたいと思っています。

宇野構成員からは、サービス空白地域の提案が少ないのはイメージが湧きにくいことがあるのではないかと。まさにそのとおりだと思いますので、今回の提案を解決するこ

とによってこういうこともできるのだということを自治体に伝えて、来年以降、さらに提案が充実したものになるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

(市川座長) ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

本当にこれからいろいろ議論が始まるわけですが、過去のこの会議でも議論になっていますとおり、やはり住民の方にとってそれなりに貢献がある、住民自治につながるような提案につなげていければと思っています。

それでは、本日の議論を踏まえまして、令和7年度の提案募集の検討につきましては、資料2の案のとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今後の進め方ですが、大橋部会長から御提案いただきましたように、重点事項に関する具体的な検討の進め方につきましては、大橋部会長に御一任することによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、御一任いただきましたので、本年の重点事項に関しては、大橋部会長の下、提案募集検討専門部会において具体的な検討を進めていただければと思います。

続いて、議事(2)について事務局から御説明をお願いいたします。

(佐伯参事官) 参事官の佐伯と申します。

第15次地方分権一括法について御説明を申し上げます。

資料5の1ページを御覧ください。

本有識者会議での御審議を経まして、昨年12月に閣議決定をいたしました令和6年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえて、提案実現のために法改正を要する事項について、関係法律を整備するために、本年3月に第15次地方分権一括法案を国会に提出いたしておりました。

本法案につきましては、国会において御審議いただき、先ほどもお話がありましたとおりでございますが、5月9日に成立、5月16日に公布されているところでございます。

具体的な内容につきましては、同じく1ページの概要の部分を御覧ください。

例えば①は住民基本台帳ネットワークの利用事務を大幅に拡大する住民基本台帳法の改正でございます。住基ネットの利用によりまして、行政手続における住民票の写しの添付や公用請求を不要とすることが可能となるものでございまして、横断的な見直しの取組によりまして、36法律に基づく事務を利用対象として追加する内容となっております。

また、②は地方公共団体のシステム標準化に係る改正でございます。システム標準化につきましては、各地方公共団体において令和7年度末までの標準準拠システムへの移行を目指して取り組まれておりますけれども、事業者のリソース逼迫などの事情により

まして、令和8年度以降に移行完了とならざるを得ないシステムがある見込みとなっております。こうしたことを踏まえまして、システム標準化を財政面で支援する基金の設置期限が令和7年度末と法定されておりましたところ、これを5年間延長する地方公共団体情報システム機構法の改正を行ったものでございます。

このほか、こちらに記載がございます③から⑥までに記載のいずれも、地方からの御提案を実現するための改正が盛り込まれているところでございます。

地方からの御提案が第15次地方分権一括法という形で実現に至りますまでの有識者会議及び専門部会における御審議に改めて御礼申し上げます。

第15次地方分権一括法については以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、これまでの説明に対しまして御意見や御質問等はございますでしょうか。

続いてまだ御説明がありました。では、先に説明をしていただきます。

(能勢企画官) 失礼いたします。企画官の能勢と申します。

私からは、活用状況調査について御説明させていただければと思います。

お手元の資料6を御覧いただければと思います。

提案募集方式によって改正されました制度等の地方公共団体における活用状況等についての調査結果をまとめたものでございます。

活用状況調査は平成30年度から行っておりまして、今回6回目の調査となります。

今回の調査は、重点事項として検討された項目等の中から、住民サービスの向上に特に資すると思われるものを新規調査事項として選定いたしました。また、新規調査項目に加え、過去に行った調査事項のフォローアップとして追跡調査も行っております。

調査結果の概要は2ページから4ページにまとめていますが、①から⑥が新規調査項目、⑦と⑧が平成30年度調査の追跡調査項目になります。

新規調査の結果概要につきましては2ページ、3ページを御覧いただければと思います。

新規調査項目については、活用状況とともに認知度も調査しています。今回の調査項目では、認知度が9割を超えるものから7割5分程度にとどまるものまで幅があったという状況でした。活用状況も項目によりばらつきがありますが、地方公共団体のそれぞれの地域事情に応じまして、地方公共団体の御判断で必要なものを御活用いただいているのではないかと考えているところでございます。

新規調査項目の調査結果につきまして、5ページから7ページまでに記載しておりますが、時間の関係上、事例を2つ御説明させていただきます。

まず、5ページ下段の②を御覧いただければと思います。平成27年の分権提案を受けまして、朝・夕の児童数が少数となる時間帯における保育所の職員配置について見直しを行いまして、保育士2名とされる配置につきまして、保育士1名プラス同等の知識経験を有する者の計2名の配置を可能としたというものでございます。

回答のあった市町村全体の認知度は9割を超えております。また、活用数としては275

団体に上りましたが、これは回答のありました団体の３割を超えるものとなっています。一方で、町村のような小規模団体ほど制度の認知度が低く、活用率についても相対的に低いとの結果でありました。

ただ、活用の効果として効果的・効率的な人員配置や保育士等の負担軽減を上げる団体が多く、現在制度を活用していない団体の中で31団体が今後活用予定との回答でございました。

続きまして、７ページ下段の⑥を御覧いただければと思います。令和４年分権提案を受けまして、マイナンバーカード交付事務に係る委託可能な業務について、カードの交付や暗証番号の変更等の操作権限まで拡大したというものでございます。

回答のあった地方公共団体での認知度は９割以上で、実際に活用しているのは33団体という結果でした。制度を活用していない理由としまして、これまで特段支障が生じておらず、活用する必要がないというものが全体の６割を占めたほか、委託先業者との調整やフォローが必要となるため、負担軽減が見込めないといった回答もあった一方で、およそ100団体が今後活用を予定しているとのことでした。

続きまして、過去に行った調査のフォローアップの結果概要につきまして、４ページを御覧いただければと思います。

平成30年に調査いたしました項目のうち、２つの事項について追跡調査を行った概要となります。

結果につきましては、８ページを御覧いただければと思います。

８ページ上段の⑦を御覧ください。平成26年分権提案を受けまして、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童につきまして、利用者数が10人未満のものであっても、山間地や離島等で実施している場合ですとか、実施小学校区内において唯一実施されている場合などまで国庫補助の対象条件を拡大したというものでございます。

回答のあった地方公共団体のうち、本制度の対象となります利用者数10人未満の放課後児童クラブを有するのは235団体、このうち、本制度を活用しているものが216団体あり、９割を超える団体が活用しているということになります。また、この216団体のうちの約半数、107団体は平成30年の調査後に新たに活用を始めたもので、前回調査以降、山間地ですとか離島等を含めまして活用がさらに広がったといった状況でございます。

これら活用状況に係る調査結果につきましては、それぞれの制度所管府省に情報提供をすることによりまして、政策立案の一助として活用していただきたいと考えているところでございます。

また、地方公共団体に対しましても調査結果を提供するとともに、引き続き情報発信や研修等を通じまして、提案募集方式により改正されました制度の周知、認知度向上と活用の促進を図っていく考えでございます。

私からの説明は以上でございます。

（市川座長）ありがとうございました。

それでは、一括法と活用状況調査について御説明いただきました。

何か御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、高橋座長代理、お願いします。

(高橋座長代理) 活用状況調査、ありがとうございました。

要は、使っている団体があれば、それ自体が大きな実績で、かつ、かなりの割合の団体が使っているという提案もあった。これは、我々にとっては大きな自信になりました。そういった意味で、各省庁に対しても大きな実績となっていることをぜひ普及していただければ有り難いと思います。どうもありがとうございました。

(市川座長) では、大橋部会長、お願いします。

(大橋部会長) 1点気になったのが、先ほど小規模団体からの提案が少ないという御意見があって、それはそれとして、実現したものは小規模団体でも活用してもらいたいという思いはあるのですが、認知度が全体的にいろいろな項目で小規模団体において少なかったもので、出来上がったものについての周知を特に小規模団体にプッシュするということがさらに必要なのかなと。そんな感想を持ちました。

(市川座長) それでは、足立議員、お願いします。

(足立議員) このたび、実際の活用状況ということで、3桁以上ですね。275団体とか、そういったような団体数が多いというのは、本当に改めて皆様の御尽力の賜物だと感じております。

その上で、1点、資料6の2ページの中にあります一番最初の社会医療法人の認定要件の緩和が2団体、8団体と際立って活用が著しく少ないのが気になりました。この辺りなのですが、制度が緩和されて認知度も82%、95.6%と高いのににもかかわらず活用されていないのは、実務的もしくは経営的な魅力、もしくは実行可能性が乏しいのではないかというのを少し懸念しております。

この辺りの社会医療法人の認定要件の緩和なのですが、考えられるものとしましては4点ほどあると思います。

1点目につきましては、制度のメリットが限定的。いわゆる法人税などの税制優遇が認定によって受けられるのですが、そもそも医療法人は非課税収入になっておりますので、節税効果は小さいであろう。

2点目につきましては手続ですね。この辺りのハードルが依然として高いのではないかと。認定を受けると、ガバナンス、情報公開や公益性の確保といった詳細な運営ルールに準じなくてはなりません、中小規模の医療法人ほど負担が大きいといった状況がございます。

3点目につきましては、この医療法人制度そのものが複雑でございます。出資、持ち分の有無はもちろんのこと、持ち分なしの医療法人への移行支援などが一定複雑になっております中で、現在、医療法人については継承や解散、M&Aといったものがどんどんはやっておりますので、ここが一つ問題になっているであろうと。

最後、地方の病院の経営の厳しさ、いわゆる社会医療法人につきましては、救急医療や周産期といったものが公的機能の提供が義務づけられております。ただ、それを担うだけの母体というのは著しく低いというのが地方の社会医療法人の特徴になりますので、この辺りはやはり現実がついてこないのではないかと。

特に気になっておりますのが、人口減少が著しいところの無医地区、医者がいない地区というのは本当に増えてきておりますので、備考欄にありますように40道府県がある中でたった8団体というのはやはり気になってしまいますので、ここは少し留意してフォローしてもいいのかなと思いました。

以上になります。

(市川座長) では、今までの御指摘について事務局のほうから何か御説明はありますか。

(能勢企画官) ありがとうございます。

まず、使える団体があること自体が省庁にとっても成果であるというのは大変有り難いお言葉ですし、やはり分権提案で実現した内容というのは、私ども分権室だけではなくて、政策を主導しております省庁とともに取り組んでいくというようなことだと思いますので、今回の調査結果も内容を共有するとともに、ぜひ活用も促していただけないかというのは考えていきたいと思っております。

また、足立先生からいただきました社会医療法人の部分につきましては、なかなか分権室だけで考えられるものではないので、こういった御意見があったということは関係省庁にもお伝えするようというふうな形で進めてまいりたいと思います。

(市川座長) ありがとうございます。

以上のような説明でございます。なかなかいろいろ分野が広い。でも、本当に事務局の皆さんにはすごく頑張っていただいていることに感謝したいと思います。ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は以上となります。

最後に、事務局のほうから何か一言。室長、ございますか。

(坂越室長) 締めの挨拶でよろしいでしょうか。

熱心な御議論をありがとうございました。

今年は横断的な見直しを進めたこともありまして、過去2番目に多い400件以上の件数が集まったということで、非常に注目されていて重要な議論になるかなと思っております。一方で、負担増にならないように最大限配慮しなくてはいけないと思っておりますので、先生方の負担増にならないようにというのと、事務局職員のキャパシティオーバーにならないように効率よく進めたいと思っておりますので、大橋部会長とよく相談させていただいて、代表的なものをやることによって、アナロジーでその他の横展開を図っていくとか、いろいろな工夫の仕方があると思っておりますので、そういうふうに進めていきたいと思っております。

あと、例年に比べて非常に重い案件、効果の大きい案件とか課題解決になる案件、骨太の案件が多いと思っておりますが、一方で各省庁の協議もなかなか難航するものも多いと思っておりますので、ぜひ先生方のお力をお借りしながら議論を前に進めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

長時間にわたり熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

（市川座長）ありがとうございました。

これにて合同会議を終了いたします。ありがとうございました。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）